

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年11月30日(火)午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員)

稲葉耶季，大城文靖，島榮子，高江洲義英，高嶺朝一，友利敏子，長元朝浩，南部義廣，藤村啓，福島政幸，三浦正充，三宅俊司，宮良直人

(五十音順，敬称略)

川端義明委員，山内彰委員：欠席

(庶務担当)

林良一(総務課長)

(説明補助者)

崎枝哲人(事務局長)，竹森修(首席家裁書記官)，平野利光(首席書記官)

第4 議事

1 開会宣言

2 那覇家庭裁判所長あいさつ

3 新任委員の紹介

4 意見交換(テーマ：沖縄における少年非行 児童相談所の問題)

- ・ 中央児童相談所見学の感想について
- ・ 各委員からの活動状況等の報告
- ・ 次回開催日
- ・ 次回の意見交換テーマについて

5 閉会宣言

6 庁舎見学

第5 中央児童相談所見学の感想について

中央児童相談所の施設自体は良好であった。しかし、意見交換の席で、職員の数
が足りないということが児童相談所の意見として出ていた。そのために、土、日の
対応が十分にできないことも指摘されていた。

現在、三位一体改革が取られており、予算の問題が厳しい状況にある。また、相
談を担当する職員の専門性の問題もある。ただし、どの程度の専門性が必要とされ
るのか、職員が問題を抱えた児童や親と情熱をもって接しているのかといったこと
について深い議論をするまでには至らなかった。

しかし、児童相談所から、親に子を引き渡すべきか厳しい選択を迫られる事件が
あったことを聞き、児童虐待の深刻な問題として考えさせられた。

児童相談所における職員の頑張りは感じたが、現実に虐待を受けた子供のこと、
その親子関係について考えるとき、職員が専門性をもってどんなに接したとしても、
絶対的に受け入れてくれる親の存在がなければ根本解決にはならないと強く感じた。

古い建物のときの指導員の方が親身に答えてくれていたように感じた。建物は新
しくなったが、職員がサラリーマン化しているように感じる。事件が多いからきめ
細かな対応ができないということも一因かとは思いますが……。もちろん予算の
面もあるかもしれないというのが率直な感想である。

予算を切りつめていくのが行政改革であるが、児童相談所のように人手が足りな
くなると深刻な問題となっていく。三位一体改革で、今後ますます厳しい状況にな
ることが予想される。コストを切りつめるばかりに人手が足りなくなる。その結果、
余計社会が悪くなり、さらに金がかかるといふ悪循環を繰り返すことになる。少年
少女の非行の問題は、専門性を持った職員を必要とすることは理解できるが、予算
の問題を考えると、もっと他からの支援、例えばNPOなりの力が必要なのではな
いかと思う。

普段、少年の非行事件や家事事件等、個別の事件を通じて児童相談所と関わりを
持って仕事をしている。児童虐待防止法の一部を改正する法律が成立したときに、
今回11月26日付けで成立した児童福祉法の一部を改正する法律も踏まえて、児

児童相談所とあらかじめ意見交換したことがある。その時の話で、児童相談所の人手不足の現状を関係機関がどう手助けできるか、関わっていけるかということが問題としてあげられた。

家裁としても、どうやっていくか。どのような対策が図れるのか検討していきたい。

一時保護所は、子供にとってのシェルターの役割を果たしている。緊急に一時保護できる制度（施設）の問題が重要ではないか。生命身体の安全とネグレクトの問題、早期に止めてあげることが重要ではないか。

社会は、目に見えないところにはお金を掛けていない。犯罪が起きたところに金を使っているが、本当は目に見えないところで犯罪抑止のために金を使うことが大切ではないか。

DV加害者に対する支援の問題について、予算を付けてもらい、検討を行っているところだが、児童相談所も犯罪の予防という視点から取り組むことが大切だという話は、共感するところである。

第6 意見交換（沖縄における少年非行について 児童相談所の問題）

警察は、現実に虐待が起きている事案、起きようとしている事案に的確に対応しているところである。これまで、第一線の警察官の意識は、一般の家庭の問題には立ち入らないという姿勢であったが、現在の情勢等から、今では問題のあるところには、家庭、親子であろうと立ち入り、関わっていく必要があることを、第一線の警察官にも意識を浸透させることが大切だと思っている。

家族の有り様が、従来と違うところで変容してきている。そのような社会情勢の中で、問題のある児童についてどうするかという議論には矛盾を感じる。児童相談所等のセーフティネットの網の目をもっと細かくしていくことが、子供のSOSに早く気づき、対処できる方策になるのではないだろうか。

検察庁は、職務上、虐待防止のプログラムには積極的に関与できない立場である。しかし、昨今の情勢を見ていると、男女の在り方に問題があるように思う。古くは継子いじめに見られるように、血のつながった親が、再婚配偶者等の同棲者からの

暴力を看過している事態がある。あまりに見過ごすことができない場合には、暴行への幫助犯として立件することもある。

ここ5～10年で、子供に対する虐待の相談を含めた患者等が増加してきている。DVやPTSD等が社会問題化したことも要因かと思う。関係機関のネットワーク作りと相互の連携が必要だと思う。ことに、児童が、児童相談所から養護施設に送られてきた場合、親権は、養護施設所長にないため、病院への入院等の措置が即時に取れない。また、時間がかかるという問題がある。

親権は、運用では賄えない。したがって、現状では、親権を剥奪したり、委譲することまではできない。親の同意が得られなければ、児童相談所に与えられた権限の中で行うしかない。病院の問題は検討していないが、何らかの方策を考える必要がある。

児童虐待の問題は、官側では限界があるが、民間でケアができることもある。例として、学生が、児童相談所の一時保護のアルバイトをしており、すばらしい対応ができることがある。

また、「ある不登校児の旅立ち」という本を出版した新里恒彦さんは、自費で不登校児を預かる施設を作り、ボランティアで子供の育成に情熱を注いでいる。官側が行う諸施策よりもはるかに効果的である。DV防止や虐待防止もボランティアの力で一定の解決が図られるのではないだろうか。

対処療法を続けていっても、根本の問題解決にはならない。昨今の社会、経済情勢の中で、どう解決していくのか考えた場合に、ボランティアに尽きるのではないかと思う。社会自体が人間関係についてのバランスを欠いているように感じる。

被虐待児に対する対策を考えると、裁判所は、実のところ、判断をするのみであるが、一步踏み込んで、何らかの方策ができればと考える。

もっと若い人たちで意欲のある人達にボランティアの裾野を広げていくことが必要ではないか。それらの活動を通じて実績を上げてもらうとともに、マスコミにも取り上げてもらう。そして、これが社会的に評価されれば、そこから、さらにボランティア活動が広がっていくのではないか。

私の会社は、里親会に対し、10年にわたって創立記念日に寄付金を送ってきた。現在は、交通遺児に対する援助に変えた。里親に対する充実については、マスコミを通じて世間の目が里親に向くよう強調することが必要だと思う。

また、ボランティアのネットワークの必要性については大いに賛成するものだが、どこが核になり組織化していくのか、今後どうして運営していくのか具体的に論議しないと総論だけに終わってしまうのではないかと思う。

さらに、基金も必要となる。公的な手当が厳しくなっていることから、民間の活用が社会に対する貢献の意味も含め重要になってくると思う。裁判所が中心になるわけにはいかないと思うが、持続発展させるためには、市町村等が中心になり、それに民間が基金を出していくということは可能だと思う。また、現場の若い層のボランティア組織の重要性は同感である。

ボランティアを若者が推進していく具体的な案は持ち合わせていないが、若者をボランティアの役職に就けるとか、実際に動ける人が中心になってもらい、大人はこれらの人を育てることが、ボランティア活動を発展させていくことになるのではないだろうか。

例えばの話になるが、沖縄を子育て特区にして、一定の権限が使えるようにしていくことはできないだろうか。既存のいくつかの組織はあるが権限がないため、保健所や警察以外は直接入れない。面接権あるいは訪問権といった権限の付与が望まれる。どこでどうコントロールするかという問題は残ると思うが、学校や教育委員会、青少年センター、教育研究所、不登校教室あたりでは家庭のことを心配しているけれど、自分たちが直接入っていけないというもどかしさがある。訪問教育権というものを認め、こういう条件の場合は、やっていいとか、市役所の窓口なども、近隣からの相談はくるのだが、入っていけないので、一定の条件がある場合は、訪問指導権としてやってよしいとかできないものか。特に夜型社会の沖縄については、緊急に必要とされる課題となっているが、児童相談所一つではとても無理なので、実際に一定の行動ができるものを家裁を中心に検討していただければ、比較的一定の期間内で効力を発生するのではないかと思う。一方ではボランティアの熱心

さも必要ではあるけれど、もう一方では公的に上がってきているけれど上手く動けないということがあるので、法律の問題はあると思うが、特区的に認めていただかなくては、事件が起きるのは目に見えていると思う。

沖縄の場合には、ボランティア文化は他県に比べてもかなり活発でないかと思う。地域防犯の活動に関わっていても、沖縄の人達はいろんな活動に積極的に参加してくれる。例えば、少年非行の問題でも、大学生が授業についていけなくなった非行予備軍的な少年に家庭教師的なことをやってくれるボランティア制度もある。それから、今、県の特別雇用の創出事業の一環として、各小学校で地域安全マップ作りをやっており、通学路でどこが危ないかというところを点検して歩き、これを地図に落とす活動をやっている。この地域安全マップの作成事業に30人ちょっとの人達がごく安い非常勤としてのお金で参加している。この人達は一般公募で集まってくれたが、全員教員免許を持っている。きっかけさえあればこういう活動に参加したいという人が多くいるという印象である。それを上手く吸い上げることができて、ネットワーク化していけば相当なことができるのではないかと思う。なかなか財政状況が厳しいので、官の方を充実させるということはすぐには難しいと思うが、そういうことをやってくれる人達を集めるというやり方としては、ボランティアのネットワーク化ということは非常に有意義な手法だということをお話伺っていても感じた。

第7 次回の予定

- 1 日時 平成17年6月7日(火)午後2時
- 2 場所 那覇家庭裁判所大会議室

第8 議題

少年非行及び児童虐待の問題並びにボランティアの活用について